

平成18年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

平成18年3月13日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 2号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について
- 第 3 議案第42号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第43号 フォレストコミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第1工区）  
開設工事変更請負契約の締結について
- 第 5 議案第44号 フォレストコミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第2工区）  
開設工事変更請負契約の締結について
- 第 6 議案第45号 平成17年度町単独事業須川橋改良工事請負契約変更について
- 第 7 議案第46号 平成17年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第47号 平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第48号 平成17年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第49号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第50号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第51号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第52号 平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第53号 平成17年度京丹波町須知財産区特別会計予算（第1号）
- 第15 議案第54号 平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計予算（第1号）
- 第16 議案第55号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 西山和樹君
- 3番 東まさ子君
- 4番 片山孝良君

5 番 横 山 勲 君  
6 番 坂 本 美智代 君  
7 番 今 西 孝 司 君  
8 番 小 田 耕 治 君  
9 番 畠 中 勉 君  
10 番 山 田 均 君  
11 番 藤 田 正 夫 君  
12 番 山 内 武 夫 君  
13 番 篠 塚 信太郎 君  
14 番 吉 田 忍 君  
15 番 山 西 桂 君  
16 番 野 口 久 之 君  
17 番 野 間 和 幸 君  
18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1人）

2 番 室 田 隆一郎 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

町 長 松 原 茂 樹 君  
助 役 上 田 正 君  
教 育 長 山 本 和 之 君  
参 事 片 山 長 男 君  
参 事 寺 井 行 雄 君  
参 事 田 渊 敬 治 君  
瑞穂支所長 森 田 一 三 君  
和知支所長 片 山 俊 明 君  
総務課長 長谷川 博 文 君  
企画情報課長 田 端 耕 喜 君  
税務課長 伊 藤 康 彦 君  
住民課長 岩 崎 弘 一 君

保健福祉課長	野間 広和 君
子育て支援課長	朝倉 富雄 君
地域医療課長	上田 進 君
産業振興課長	山田 進 君
土木建築課長	岩田 恵一 君
水道課長	田井 勲 君
会計課長	下伊豆 かおり 君
教育次長	松村 康弘 君
監査委員	人見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	谷 俊明 君
書記	山内 圭司 君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、室田隆一郎議員から体調不良のための欠席する旨、届を受理しておりますので、ご報告申し上げます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員 今西孝司君、8番議員 小田耕治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第2、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についてから日程第16、議案第55号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、裁決は、後日の日程といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時05分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

《日程第2、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について～議案第55号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）まで》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についてから日程第16、議案第55号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

今期定例会の開催以来、議員各位におかれましては、連日慎重なご審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日、追加議案としてご審議をお願いする議案についてご説明申し上げます。

まず、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任につきましてご説明申し上げます。

京丹波町須知財産区の須知地区においては、管理員5名の方々にお世話になっておりますが、そのうち2名が欠員となりましたことから、新たに選任する必要があるところでございます。お願いするのは、次の2名の方です。

まず初めに、竹瀬重信氏を選任したいと存じます。

竹瀬重信氏は、京丹波町蒲生清水元26番地にお住まいで、昭和8年12月19日のお生まれでございます。昭和35年から建具業を営まれ、平成12年には蒲生生産森林組合の組合長を務められ、平成16年からは蒲生区長を務められています。人格高潔で農林関係に精通され、地元区でも積極的にご活躍中でありまして、財産区委員として最適人でございますので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、小谷多喜男氏を選任したいと存じます。

小谷多喜男氏は、京丹波町須知本町33番地にお住まいで、昭和10年1月15日のお生まれでございます。昭和29年から自転車卸売会社に入社され、平成7年にご退職になりました。平成8年からは須知区評議員として、また、同年から須知山林協同経営組合の副代表を務められています。人格高潔で農林関係に精通され、地元区でも積極的にご活躍中でありまして、財産区委員として最適人でございますので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第42号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり介護保険は、この制度を円滑に進めるために3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うことが定められ、あわせて保険料についても見直しを行うことになっておりますが、平成18年度がその見直しの年度に当たります。さきの合併協議会でも承認していただいたように、今回の条例改正により、平成18年度から平成20年度の保険料は、旧町ごとに保険料を算定する、いわゆる不均一賦課を採用しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

内容的には、保険料は介護サービス料の増加、新たに地域支援事業の創設などで旧各町と

も上がることとなりますが、保険料の段階を現在の6段階から7段階に設定するとともに、今般の税制改正による影響を考慮し、激変緩和措置を取り入れて、保険料の上昇を抑えるなどの配慮をしております。

次に、議案第43号及び第44号 フォレストコミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第1工区）開設工事変更請負契約の締結について、及びフォレストコミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第2工区）開設工事変更請負契約の締結について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この2事業は、旧和知町地内で実施している林道工事でございます。いずれについても工事の方法の一部変更等、これに伴う請負契約金額の変更、あわせて例年になく大雪に見舞われ、工事を中断せざるを得ない期間があり、当初契約の工期を延長するものでございます。

第1工区については、契約金額を5,250万円から5,351万8,500円に、契約期間を平成18年3月31日から平成18年6月30日にそれぞれ変更するものでございます。

また、第2工区については、契約金額を7,927万5,000円から8,376万9,000円に、契約期間を平成18年3月30日から平成18年6月13日にそれぞれ変更するものでございます。

次に、議案第45号 平成17年度町単独事業須川橋改良工事請負契約変更についてご説明申し上げます。

この工事は、旧和知町の由良川で実施している橋梁工事でございます。この工事についても、工事方法の一部変更と工事内容の変更及び、これに伴い請負契約金額を9,870万円から1億708万8,450円に変更するものでございます。あわせて契約期間につきましても、異常出水により工事期間が不足することとなり、また、6月中旬から10月中旬までの出水期の施工が困難であることから、工事契約期間を平成19年3月30日まで延期するものでございます。

次に、議案第46号 平成17年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正前の額71億5,237万3,000円から1億9,496万9,000円を減額し、69億5,740万4,000円とすることを願います。

増額する主なものといたしましては、総務費では退職予定者に対する退職手当組合への負担金1,255万7,000円、京都府知事選挙執行経費584万5,000円、民生費では給食調理関係備品購入140万2,000円、農林水産業費では有害鳥獣駆除報奨金の増

額 1 9 8 万円、商工費では商業活性化事業補助金 5 0 0 万円、土木費では高屋川河川改修用地取得 8 2 3 万 4, 0 0 0 円、農業基盤整備関連河川改修事業負担金の増額 1, 5 7 5 万 8, 0 0 0 円、教育費では和知中学校グラウンド改修工事の増額 3 8 6 万円などを追加して計上しております。その他各費目、最終的な見通しにより精査いたしますとともに、所要の調整を図ったものでございます。

歳入につきましては、明らかになっております財源を計上いたしますとともに、事業費の精査によります関連する特定財源を見込み、計上いたしましたものであります。

なお、事業の進捗状況から町道・林道関係を中心に 2 億 5, 8 8 7 万円余りの繰越明許費をお願いしております。速やかな事業の推進に今後とも努める所存でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、議案第 4 7 号 平成 1 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）では、まず事業勘定では、補正前の額 1 0 億 7, 1 3 2 万 5, 0 0 0 円から 2, 4 2 8 万円を減額し、1 0 億 4, 7 0 4 万 5, 0 0 0 円とすることを願います。給付費の決算見込みと国庫支出金等の特定財源がほぼ確定いたしましたことから、精査の上、所要の額を計上したものでございます。

次に、質美診療所勘定では、補正前の額 1, 3 0 0 万円に 2 5 8 万を追加し、1, 5 5 8 万円とすることを願います。主には、旧瑞穂町歳計余剰資金収入を基金に積み立てるものであります。

次に、和知診療所勘定では、補正前の額 2 億 4, 3 6 0 万円から 3 1 6 万 9, 0 0 0 円を減額し、2 億 4, 0 4 3 万 1, 0 0 0 円とすることを願います。主には、診療収入が減じたことにより歳出で減額の調整を図りましたが、不足分については、やむを得ず一般会計等から繰り入れを行うものでございます。

次に、和知歯科診療所勘定では、補正前の額 4, 9 8 0 万円に 2 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、5, 0 0 9 万 2, 0 0 0 円とすることを願います。主には、費目ごとの診療収入の過不足を調整し、不足分を一般会計等から繰り入れるものでございます。

次に、議案第 4 8 号 平成 1 7 年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）では、補正前の額 1 4 億 9, 9 3 3 万円から 7, 0 8 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、1 4 億 2, 8 4 8 万 1, 0 0 0 円とすることを願います。主には医療給付費が減じたことによるものでございます。

次に、議案第 4 9 号 平成 1 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）では、補正前の額 9 億 1, 9 1 0 万 9, 0 0 0 円から 5, 1 9 7 万 7, 0 0 0 円を減額し、8

億6,713万2,000円とすることを願います。主には、保険給付費の精査により調整を加えたものであります。

次に、議案第50号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額1億1,400万円から1,200万円を減額し、1億200万円とすることを願います。各事業がほぼ完了または完了見込みとなったことから精査の上、所要の額を計上したものであります。

次に、議案第51号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額5億7,200万円から4,673万4,000円を減額し、5億2,526万6,000円とすることを願います。水道事業においても各事業がほぼ完了、または完了見込みとなったことから精査の上、所要の額を計上したものであります。

次に、議案第52号 平成17年度京丹波町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額5,033万9,000円に30万1,000円を追加し、5,064万円とすることを願います。車両の老朽化に伴う修繕費の増額が主なものであります。

次に、議案第53号 平成17年度京丹波町須知財産区特別会計予算(第1号)では、補正前の額173万6,000円に17万2,000円を追加し、190万8,000円とすることを願います。須知地区で立木の売り払い収入があり、それを基金に積み立てるものであります。

次に、議案第54号 平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計予算(第1号)では、補正前の額1,260万円に32万3,000円を追加し、1,292万3,000円とすることを願います。これも立木の売り払い収入があり、それを基金に積み立てるものであります。

次に、議案第55号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算(第1号)では、補正前の額952万円から30万円を減額し、922万円とすることを願います。事業の精査に伴う減額が主なものであります。

以上、今回追加させていただきます議案15件の説明とさせていただきます。

詳細については、所管する担当課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案にご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

訂正して、おわびを申し上げたいと存じます。

議案第43号及び議案第44号の説明の中で、第1工区についての契約期間を平成18年3月31日と申し上げましたが、平成18年3月30日の誤りでございましたので、訂正し

ておわびを申し上げたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文） 失礼します。それでは、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についての補足をさせていただきます。

須知財産区管理委員の皆さんについては7名でお世話になっておりますが、そのうち地域割をされておりました、須知地区から5名、竹野地区から2名選出をされておりました、須知地区の5名のうち2名の方が欠員ということになっておることから、今回、選任の同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、残任期間ということで平成19年8月31日までが任期となっておりますので、つけ加えてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 私の方からは、議案第42号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定趣旨につきましては町長から説明がありましたので、その概要につきまして、別添資料を参考に補足説明をさせていただきます。

まず、介護保険法改正によりまして、65歳以上の人の保険料段階の見直しを実施されました。別添資料No.1をお願いいたします。

左端を見ていただきますと、15から17年度につきましては6段階を設定しておりましたが、18から20年度につきましては7段階を設定しております。このことにつきましては、さきに町長から説明がありましたように、所得の低い人の保険料軽減など負担能力をきめ細かく配慮した設定となり、従来の第2段階を2分割し、旧町それぞれに基準額に対して乗じる0.5の第2段階を設定し、従来の第2段階を第3段階としたものでございます。これは、現行の第2段階には生活保護水準から年金収入額266万円程度までの人が含まれ、負担能力に大きな差があるにもかかわらず一律の料率の保険料、すなわち丹波町ですと0.73、旧瑞穂、和知ですと0.75を負担しなければならないということで、所得の低い方の保険料負担の軽減が課題となっていたためでございます。

次に、合併協定を踏まえた平成18年から平成20年の介護保険料につきましては、資料No.2をお願いいたします。

基準額の第4段階は、旧丹波町5万6,500円で1万2,000円の増、旧瑞穂町4万2,100円で7,300円の増、旧和知町5万4,000円で1万600円の増となります。保険料アップの要因につきましては、制度的要因としまして一つ目、第1号被保険者負

担割合が18%から19%。2点目、地域支援事業の創設。3点目、新第2段階の設定及び税制改正による激変緩和措置が上げられ、保険者要因としましては、合併協議を踏まえた財政安定化基金償還などやむを得ない要因ということになります。なお、減額の要因としましては、介護給付費準備基金の取り崩しとなります。

次に、附則第3条第1項についてご説明させていただきます。

この第3条第1項は、平成18年度の激変緩和措置についての条文であり、資料No.3でご説明をさせていただきます。

上部の網かけでお示ししているのが保険料第4段階の方ですが、例えば、旧丹波町の方が平成18年度に保険料段階が第4段階になり、保険料が5万6,500円となられたとします。しかし、税制改正がなければ第3段階であった場合、つまり、本表で言う第1項第3号のところですか。そういう場合に激変緩和措置として、本来支払うべき5万6,500円に料率0.83を乗じた4万6,900円が平成18年度の保険料になるということです。

以下、同様の取り扱いとなり、第3条第2項は、平成19年度の激変緩和措置となり、資料No.4でお示ししていますが料率が高くなっております。

条例施行日は平成18年4月1日となります。

以上、補足説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） それでは、議案第43号 フォレストコミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第1工区）開設工事変更請負契約の締結について説明をさせていただきます。

本事業は、林道網のネットワーク化を進め、林業施行の省力化・低コスト化の推進を図り、林家所得の向上、林業後継者の確保を図るとともに、森林レクリエーション施設として町の活性化を図るため実施してきたものでございます。

なお、本年度の開設計画延長は、第2工区の830メートルを合わせまして1,310メートルでございます。本年度の事業が完成しますと、開設延長は4,019メートルとなり、全体計画4,160メートルのうち96.6%が完成することとなっております。

今回提案いたします第1工区の工事概要は、延長480メートル、幅員4メートルの開設であり、旧和知町建設指名業者A1級、A2級のジョイントベンチャーによります指名競争入札の結果、高山大耕特定建設工事共同企業体代表者 高山土建株式会社代表取締役 高山寿男氏が消費税を含む5,250万円で落札され、工事を行ってまいりましたが、一部の切土法面

が侵食を受けやすい土質であるため、当初の種子吹きつけ工から植生機材吹きつけ工への工種変更が必要となり変更をするものでございます。これに伴い101万8,500円、請負契約が増額し、最終請負契約は5,351万8,500円となります。

また、京都縦貫道丹波綾部道路ランプ供用部工事との調整及び例年になく大雪に見舞われ、工事を中断せざるを得ない時期があり、当初契約の工期の平成18年3月30日までに完成することが困難となり、平成18年6月30日までの工期の延長をお願いするものでございます。

続きまして、議案第44号でございます。

第2工区でございます。これは延長830メートル、幅員構成4メートルの開設でございます。イワキ松下特定建設工事共同企業体が落札され、7,927万5,000円で着工されております。これにつきましても切り土工の一部区間におきまして、計画時に想定していた岩盤があらわれず、切り土勾配を3部勾配から6部勾配へ変更することによる切り取り土量の増加及び法面保護工の工種変更が主な変更内容でございます。これに伴い449万4,000円、請負契約が増額し、最終請負契約は8,376万9,000円となります。

工期延長につきましても大雪等の工事に中断ということございまして、平成18年3月30日までの工期予定につきまして、期間内に完了することが困難であるため、平成18年6月13日まで工期延長をするものでございます。

以上、ご審議をいただきまして、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） おはようございます。それでは、私の方から、ただいま上程になりました議案第45号 平成17年度町単独事業須川橋改良工事請負契約の変更についての補足説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回のこの橋につきましては、旧和知町坂原地内の道の駅の裏にかかっております橋でございまして、既設橋が大変狭くて老朽化もしておるといようなことで、今回、既設橋を撤去いたしまして、新たにかけかえるものでございます。橋長といたしましては37.2メートル、幅員は5メートルということでの工事ということで発注をさせていただいたところでございます。

今回、請負金額につきまして、当初9,870万円を1億708万8,450円に変更をさせていただくものでございます。主なこの請負金額についてでございますが、まず一つ目につきましては、上部工におきまして地覆のみとしておりましたが、以前の旧橋にも視線誘

導等のロープ等が張ってあったわけですが、この路線につきましては通学路でもございますし、また、歩行者もかなり多く利用されるということから地元要望もございまして、既設橋に設置しておりました視線誘導も兼ねた手すりを設置させていただきたいということがまず1点でございます。

二つ目には、右岸部の橋台につきましては既に打ち上がっておるわけですが、真ん中の橋脚等を施工する際に現場精査の中で下部工、橋台なりの施工に伴いまして、当然その現地に岩盤が出ておるわけですが、その岩盤線の関係によりまして、橋台並びに橋脚保護のための埋め戻しコンクリート量を追加させていただいたというようなことでございます。これは洗掘防止を兼ねたということでございます。

三つ目には、この下部工におきまして、大型土のうによりまして仮締め切りを行うこととしておりましたが、年末からの豪雪も伴いまして設計流量以上の出水により、それが困難となりました。一定企業努力として補強工もしていただいておりますが、この大型土のうが流出するのを防ぐための補強並びに現場の安全面を考えまして、土のうを当初の2段から1段追加するとともに、鋼材による土のう補強を行う必要が生じたためでございます。

四つ目といたしまして、既設橋を横断しておりました水道管がございました。これも撤去をいたしまして架設をせなあかんわけですが、この架設につきましては、和知の国道27号の和知第2橋梁に仮配管を行うことで、国土交通省の許可を受けて施工してまいりましたが、できるだけ安価にという思いから、この仮配管につきましては露出配管とさせていただいております。ただ、この露出配管につきましては国交省の指導によりまして、保護をしてほしいというようなことございますので、これについての防護工の追加をさせていただいたところでございます。

以上、大きなもの4点が増額の原因ということになります。

続きまして、工期の関係ですが、本年の3月31日を来年の3月30日までということで変更をさせていただきたいということでございます。先ほど申し上げましたように、河川流量が例年より大変多いということから、下部工の施工が困難であるということも踏まえまして、工事期間が不足するということや、これから工事を行いますのにも漁協さんとの関係、特にアユの放流とかいろいろございますので、漁協さんとの協議を行いまして、また、6月中旬から10月中旬までの出水期を避ける必要がございますので、工事としては秋以降ということになりますので、工事期間を来年の3月31日まで延期をさせていただきたいということでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。何とぞご審議を賜りまして、

ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文） 次に、議案第46号 平成17年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

予算書のかがみの部分でございますけれども、今回は1億9,496万9,000円をそれぞれ減額いたしまして、69億5,740万4,000円とするものでございます。

それでは、めくっていただきまして7ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

まず、一つ目の事業でございますけれども、先ほど提案をいたしましたフォレストコミュニティ総合整備事業、この分につきまして繰越明許をお願いするものでございます。その金額は5,429万9,000円でございます。総事業費の44.8%分を繰り越しということをお願いをするものでございます。

それから、款8の土木費でございますけれども、先ほどご提案させていただいた須川橋ほか道路新設改良工事事業でございます。具体的に線名を申しますと、大迫上乙見線、東又線、田中垣内線、出野線、大朴橋爪線、こういったところで事業の進捗がおくれておまして、繰越明許費ということでさせていただきたいというものでございます。その額は1億8,719万6,000円でございます。総事業費の約32%分を繰り越しとしてお世話になりたいというものでございます。

それから、款10の教育費で中学校の一般管理事業、具体的には和知中学校のグラウンドの改修工事でございます。天候が悪くて17年度中の施工が難しくなったということから、18年度に繰り越してお世話になりたいものでございます。金額としましては1,738万円でございます。総事業費すべてを繰り越すというものでございます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、地方債補正でございますけれども8ページでございます。

それぞれの事業がほぼ確定しましたことから、借り入れる起債についても、その額を変更させていただくものでございます。表の左側は、その前、右側が補正後という表になっておりますので、よろしくお願いいたします。

中身につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきたいというものでございます。

最初にお断りをさせていただくわけでございますけれども、合併の際に、3町の事務事業の進捗状況を見きわめながら、それぞれの予算の移しかえ、あるいは再構築を行いまして、新町予算一本化したところでございますが、年度末を迎えるに当たって最終の精査をいたし

ましたところ、やはり何か所かで予算の欠落あるいは重複等がありましたことから、これまでの旧町の最終の補正の表と比較させていただいて、全体的に増減箇所が多い補正となっておりますので、ご容赦をいただきたいということでお願いをいたします。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、町税、固定資産税の中で、総額で3,800万円の減額をいたしております。これにつきましては、大口の不採算業者がありまして、そこが所有する土地建物の税が入りにくい状況になっておりますことから、この額の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、めくっていただきまして4ページでございます。

款10の地方交付税でございます。今回、最終の調整額が出まして追加の交付がありましたことから、939万円を普通交付税として増額をさせていただきました。なお、特交の第2次は、まだ国からの報告がありませんので、今回計上することがないませんでしたことをお伝え申し上げます。

歳入の主なものはそれぐらいでございますが、次に、歳出でございます。

17ページをお開きください。

16、17の17ページから歳出になるわけでございますが、1枚めくっていただきまして18、19をお開きいただきたいと思います。

まず、18ページの最上段、一般管理の負担金補助及び交付金でございますが、退職手当組合負担金1,255万7,000円でございますが、先ほど町長からの説明がありましたとおり、今回、退職勧奨で、6名の方が退職予定でございますので、その分を計上させていただいたところでございます。

19ページ、企画費の中の負担金及び交付金のところでございます。

山陰本線の京都園部間複線化事業の補助金が大きく減額になっておりますが、これは17年度の工事の進捗がおくれておりますことから、その負担金も並行して減額になってきているという状況でございます。

続きまして、22、23をお開きいただきたいと思います。

税関係でございますが款2の総務費、23ページの上段あたりでございますが、補償補てん及び賠償金の中で地図システム賃貸解約料345万7,000円がございますが、これは今回、合併によりまして新しいシステムを構築いたしました関係で、旧丹波町で使っておりました地図システムを途中解約する違約金でございます。16カ月分の違約金でございます。

続きまして、24、25ページをお開きいただきたいと思います。

24ページの下段、京都府知事選挙費、今回、17年度分として584万5,000円を計上しております。残りにつきましては18年度で計上しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、32ページ、33ページをお開きいただきたいと思います。

32ページの下段、民生費の中の保育所に係る備品購入費でございます。一般備品として133万2,000円を計上しておりますが、新年度18年度から給食献立の内容を統一するために必要になりました桧山保育所の保冷库等の備品購入でございます。

次に、36、37ページをお開きをいただきたいと思います。

農林水産業費に入りますが、農地費でございますが、各事業の精査をいたしましたところ、工事費等の増減が生じてきておりますので、その分について、ここで計上をしておりますが、節15の工事請負費でございますけれども、農道安栖里坂原線の改良工事でございますが、これは増減分というふうにご理解をいただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして38ページ、1枚めくってもらってお願ひいたします。

下段の方、農林振興費の中の報償費で、有害鳥獣駆除報奨金ということで198万円を計上しております。総額では、合計で700万の予算ということになります。

それから、次の39ページの中段あたりでございますが、商工観光費でございます。商業活性化事業補助金500万円を計上しておりますが、これについては丹波地域開発に対する補助金でございます。

めくっていただいて40、41ページでございます。

41ページの下段の道路新設改良の中で、工事請負費、道路改良費、それから下の道路舗装費、それぞれ400万円台、800万円台の増額になっておりますが、これにつきましては、先ほど申しました繰り越し事業等で増減が発生したところの精査した額をここで計上しているところでございます。

めくっていただいて42ページ、河川関係でございますが、その中の8の土木費の河川総務費でございます。公有財産購入費、土地購入で823万4,000円を計上しておりますが、これは府の災害復旧工事ということで、旧瑞穂の和田地内で河川改修工事を行っていただいておりますが、一部土地が必要となったことから、現在京丹波町の分として土地開発公社に抱いていただいている分があるわけですが、それを買い戻して、府に売却をして、そして、工事を進めていただくということで、土地開発公社から買い戻す分として823万4,000円を計上しております。最終的には府に売却をするということになります。

それから、同じページの最下段のところでございますが、負担金で1,545万8,000円を計上しておりますが、これは橋爪地内の大朴川の改修に係る分の追加分でございます。

それから、少し飛びますが48、49ページ、お開きをいただきたいと思えます。

49ページの中ほど、工事請負費でございますが、先ほど申しました繰り越しとしてお世話になります和知中グラウンドの改修工事の追加でございます。386万円を追加して、総事業費としては1,738万円を予算として執行する予定でございます。

以上、簡単ではございますけれども、一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは失礼をいたします。私の方からは、議案第47号でございまして、平成17年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の事業勘定分についてご説明を申し上げます。

冒頭、町長より説明がありましたように、このたびの補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,428万円を減額させていただくものでございます。

このたびの補正の概要につきましては、療養給付費及びその他の給付費につきまして、1年間のうち10カ月分の支給額が確定をいたしましたことによりまして、給付額のおおむねの決算額が見込める状況となってまいりました。また、国庫負担金また補助金等につきましても一定事務が終了いたしましたことから、決算見込み額を算定させていただきまして、歳入歳出予算の所要の補正を行ったものでございます。

まず、歳入でございますが、このたびの補正の特徴的なものとしましては、事項別明細書の4ページ、第5款でございますが、府補助金の関係でございます。これにつきましては、保健事業等に係るものとしまして未来づくり交付金419万9,000円を計上させていただいております。また、町合併時の国保運営事務に係る交付金といたしまして、保険財政広域化支援事務交付金18万1,000円、この2点が今回新たに受け入れをさせていただいたものでございます。

同じく4ページの第8款、繰入金の一般会計繰入金では、新たに電算システムの改修等合併経費関係といたしまして376万5,000円を計上いたしております。

一方、同じ第8款の国保運営基金繰入金につきましては、特定財源の増減と歳出における療養給付費等の今後の支払い見込みとの関係によりまして、1,491万4,000円を減額といたしております。

次に、歳出でございますけれども、決算を見込む中で不用額となるもの、追加を必要とす

るものを精査の上、計上いたしております。

特徴的なものとしましては、事項別明細書の6ページをお開きいただきたいと思います。

1款の総務費の一般管理費では、合併に伴います電算システム改修経費等でございまして、一定国保関係の特別調整交付金の対象経費となりましたことから、今までは一般会計で計上をさせていただいていたところでございますけれども、このたび一般会計から国保会計に振替をさせていただき、それに対応させていただいております、522万5,000円の増額ということでお願いをいたしております。

次に、8ページの第7款の基金積立金の関係でございます。

本年度は年度途中の合併打ち切り決算に伴いまして、歳入の未収分の先食いとして基金を取り崩しを行ってきた経過があったわけでございますけれども、年度末を迎えまして国庫負担金等を財源としまして、基金取り崩し分の戻し入れを行っております。3,949万2,000円ということで新たに計上いたしております。この基金の予算を計上させていただきまして、執行しまして本年度末の基金の積立額は約4億3,000万になる見込みでございます。

以上、平成17年度の国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○住民課長（上田 進君） それでは、私の方から同じく議案47号の施設勘定につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、青色の中切り締めが入っておりますけれども、その1枚、次めくっていただきましたのは、質美診療所勘定の補正予算でございます。質美診療所勘定につきましては、歳入歳出総額にそれぞれ258万円を追加させていただき、1,558万円とさせていただくものでございまして、事項別明細書により説明を申し上げたいと思います。

3ページ、歳入でございますけれども、決算見込みによりまして診療収入、外来収入でございますが、今回128万8,000円増額をさせていただくものでございます。また、一番下の雑入の124万につきましては、旧町決算によります繰越金全額を計上させていただくものでございます。

4ページの歳出につきましては、それぞれ一般管理費、医薬品衛生材料費等につきましては、それぞれ精査によりますものと増額を一部させていただくものでございます。なお、積立金に今回196万3,000円を計上いたします。この分につきましては、年度末におきまして合計、積立金が1,494万円になる予定といたしております。

続きまして、次のページですが和知診療所勘定の補正予算でございます。

和知診療所につきましては、歳入歳出それぞれ316万9,000円を減額させていただき、2億4,430万1,000円とさせていただくものでございます。

3ページの地方債の補正でございますが、当初、病院事業債として420万円予定しておりましたが、今回過疎債に半額それぞれ変更をさせていただくものでございます。

続きまして、3ページの歳入でございますが、この分につきましても決算見込みによりまして外来収入でございますが、今回精査しまして1,203万8,000円の減額補正をさせていただいております。また、中段の一般会計から808万5,000円の追加をお願いしておるものでございます。

5ページでございますが、歳出でございます。これにつきましても決算を迎えまして、精査によるものの減額、一般管理費につきましては200万9,000円、医業費につきましては合計で116万円の減額をさせていただいております。

続きまして、次が和知歯科診療所勘定でございます。これにつきましても歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加させていただき、5,009万2,000円で計上をさせていただいております。

これも3ページの地方債補正でございますが、これも先ほどと同じく病院事業債200万計上しておりましたのを過疎対策事業債と病院債、それぞれ半額ずつに変更をさせていただくものでございます。

続きまして、ずっとめくっていただきまして事項別明細書でご説明でご説明を申し上げますと思います。

3ページの歳入でございますが、診療収入の外来収入ですが、これもそれぞれ収入ごとに精査をいたしまして、合計で31万3,000円の減額ということでございまして、一般会計から今回24万9,000円の増額をお願いするものでございます。あと繰入金につきましては事業勘定繰入金、これにつきましても特別調整交付金の確定によるものでございます。

続きまして、次のページをめくっていただきまして4ページ、歳出でございますけれども、これも一般管理費14万2,000円の増額、医薬用消耗機材15万円の増額ということで精査によるものでございますし、また、経費につきましては一部増額が必要になったものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明にかえさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 次に、議案第48号でございます。

平成17年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

冒頭、町長から説明がありましたとおり、このたびは歳入歳出それぞれ7,084万9,000円を減額するものでございます。このたびの補正の概要につきましては、年度末を控えまして医療費等の決算額がおおむね見込める状況となったことから、各費目につきましてさらに精査を加えさせていただきまして、歳入歳出予算に所要の補正を行っているものでございます。おおむね減額ということになっております。

以上、簡単ではございますが、説明にさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 私の方からは議案第49号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、主な概要をご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,197万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,713万2,000円とする。2項以下省略をさせていただき、予算に関する説明書3ページをよろしくお願いいたします。

2歳入、款の3国庫支出金の介護給付費負担金についてですが、351万3,000円を追加するもので、その分につきましては、旧3町分の当初交付申請に基づく交付決定額でございます。

続きまして、下段の1調整交付金839万3,000円を減額するものでございます。これにつきましては、平成16年度に基づき交付されるもので、さらに流動的でございますが、まだ確定はしておりません。

次に、支払基金交付金並びに5の府支出金につきましては、交付決定に基づく減額となっております。

4ページをよろしくお願いいたします。

4ページの歳出についてですけれども款の1、2段目ですけれども目の1、計画策定委員会費でございますけれども、448万8,000円を減額するものです。主なものにつきましては、委託料の455万3,000円の減額についてですけれども、計画につきましの調査など町でできることにつきましては町で実施したということと、業者委託につきまして旧3町とも同一業者としたということでの減額となっております。款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費につきましては5,030万6,000円を減額するもので、主なものは目の2の施設介護サービス給付費の3,926万円減額するものでございます。

続きまして、款の2 保険給付費の特定入所者介護サービス等諸費につきましては、320 万円追加するものです。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 失礼をいたします。それでは私は議案第50号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要をご説明申し上げたいと思います。

冒頭、町長の方から提案がございましたように各事業がほぼ完了、または完了見込みとなったことから精査の上、補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正としましては、歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億200万円とするものでございます。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表、地方債補正による、初めに地方債補正についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、3ページをお開きいただきたいと思っております。

当初、簡易水道事業債4億5,740万円を補正前の限度額としておりましたけれども、今回、過疎対策事業債の一部を充てまして、変更後、限度額を簡易水道事業で3億80万円、過疎対策事業で1億5,660万円とするものでございます。

次に、予算の補正につきましては事項別明細書のとおりでございますが、その主なものについてご説明をさせていただきますので、予算に関する説明書3ページをお開きいただきたいと思っております。

2番の歳入でございましてけれども、2段目の1款分担金及び負担金、水道事業費負担金でございまして、340万円の減額をいたしまして250万円とするものでございまして、水道管の移設工事の負担金でございまして、下段の6繰入金、基金繰入金、減額の943万5,000円としまして、1,472万4,000円とするもので、簡易水道事業からの基金繰り入れでございまして。

次に、4ページにいかしていただきまして3番の歳出でございましてけれども、先ほども申しましたように、事業完了等によりまして精査をして減額をさせていただくものでございまして。一般管理費で1,200万円の減額をさせていただきまして、1億8,557万9,000円とするもので、主なものとして13節の委託料410万1,000円、これにつきましては委託料でございまして、当初見込んでおりました予算が入札差金なり、また委託設計を行いましたところ、予算額が減となったということでございます。

15節の工事請負費でございますけれども、水道管の移設工事で、国道27号バイパスの関連に伴いまして、移設工事が必要であるということで当初見込んでおったわけなんですけれども、国交省の方で時間的に問題がございまして、工事内において実施をしていただきましたので、その分が560万円減ということになっております。

続きまして、2款の施設費でございますけれども、この金額的には補正はございません。19節の負担金補助及び交付金の中で、町道6号線の道路の新設工事の中で負担金の増が50万円ございました。そのほか旅費、また備品購入、補償、補てん、賠償金の精算によります減が50万ということで、補正額はゼロとなったわけでございます。

以上、水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第51号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要をご説明申し上げたいと思います。

これも水道事業特別会計と同じように、それぞれの事業完了見込みによりまして精査をさせていただきますして、歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ4,673万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,526万6,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為でございますけれども、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による地方債の補正、第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるの初めに、第2表の債務負担行為についてご説明をさせていただきたいと思います。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為、事項 特別環境保全、公共下水道事業、期間 平成17年度から平成18年度、限度額 600万円としております。この債務負担行為につきましては、先ほど、大朴橋爪線の一般会計の方で繰越明許費のご説明がございましたように、旧瑞穂町の高屋川改修工事の町田橋の改良工事に伴いまして、特環公共下水道の橋梁転架をする工事でありまして、橋梁工事工期に合わせてるために国庫債務負担行為による補助金交付申請を行ってございましたところ、2月3日付で国庫債務負担行為による国庫補助金の内定がございましたので、このご承認をお願いするものでございます。

次に、5ページの第3表、地方債補正でございます。

起債の目的、下水道事業で限度額を4,630万円としてございましたけれども、今回、過疎対策事業で一部を充てまして、補正後の限度額を1,400万円とするものでございます。なお、償還の方法、利率、起債の方法等につきましては、変更はございません。

なお、下段の資本費平準化債につきましては、補正はございません。

引き続きまして、歳入歳出の補正についてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、事項別明細書のとおりでございますけれども、3ページの歳入からご説明をさせていただきたいと思っております。

下水道事業分担金で、補正前の額744万円を減額の218万6,000円とするものでございまして、農業集落排水事業の分担金の210万円の減が主なものでございまして、新規加入分担金2口分を減額するものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますけれども、農業集落排水をはじめ林業集落排水等々実績による変更となっております。

続きまして、4ページでございますけれども4款の府支出金、1目の下水道事業費府補助金でございます。これは1,083万6,000円の増ということになっておりますけれども、旧和知町において府の交付金として、当初一般会計で計上をしておりましたけれども、組み替えによりまして補正で、下水道会計の方で計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、6ページの3番の歳出ですが、主なものにつきましては、2款の下水道費の2目の施設管理費でございます。7,596万9,000円を1,705万1,000円減額しまして、5,891万8,000円とするものでございまして、主なものといたしましては次のページになりますけれども13の委託料でございまして、それぞれの精査の結果でございますけれども、特に、瑞穂地区の処理場の供用開始が平成17年というようなことでございまして、維持管理の点検、管理の減とか汚泥脱水業務委託料の回数の減、また、浄化槽保守点検では機器点検の減というようなことで、それぞれ減額となっております。

次に、下段の2款下水道費の施設整備費でございますけれども、これにつきましてもそれぞれ精査をした結果で計上をさせてもらっております。

以上、簡単で申しわけございませんけれども、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議をいただきまして、ご議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、失礼いたします。

議案第52号 平成17年度京丹波町営バス運行事業特別会計補正予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

当会計につきましても他会計と同様、年度末を控えまして精査したものを計上させていただいたものでございます。今回お願いする予算につきましては、歳入歳出それぞれの合計額

に30万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,064万円とすることを  
をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書よりページをめくっていただきまして、事項別明細書の4  
ページでございます。

歳出予算の方からご説明を申し上げたいと思います。

1目、運行事業費の中で、年数を経過いたしております路線バスが腐食が原因となります  
衝撃緩衝部及びアクセル等の不具合によりまして故障が相次ぎまして、その修繕を主なもの  
として210万円余りの追加経費を計上させていただいております。ほかの経費につきまし  
ては、精査によりまして所要の額を減じたものでございます。

次に、ページを戻していただきまして3ページの歳入でございます。

運行事業収入として運賃収入、受託収入を合わせまして596万9,000円の追加を計  
上いたしております。内訳につきましては、収入が見込めます運賃収入を計上させていただ  
いたものでございます。また、このことによりまして一般会計からの繰入金565万円不  
必要となることから、減額の計上を行ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが議案第52号 平成17年度京丹波町町営バス運行  
事業特別会計補正予算の概要説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご議決いただ  
きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文） 続きまして、財産区関係のご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、議案第53号 平成17年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1  
号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに17万2,000円を追加するものでございます。事  
項別明細をもちましてご説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたい思います。

須知地区におきまして立木の売り払い収入が17万1,000円ございました。これは曾  
根地区の台風による倒木を処理をいたしまして、それを売却したところ、収入が得られたと  
いうことでございます。この分につきましては、歳出で管理運営基金に積み立てるとい  
うものでございます。

続きまして、議案第54号 平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1  
号）のご説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ32万3,000円を追加するものでございます。これも事項別明細

をもちましてご説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

歳入では、これも同じく立木の売り払い収入が31万9,000円あったことから、収入に上げるものです。これは八田東谷の直営林で伐採した木を売却して、その収益が得られたというものでございます。

歳出では、それらを財政調整基金に積み立てるとともに、集落公民館改修事業の繰出金が精査によりまして減額になったものを計上しているところでございます。

続きまして、議案第55号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）のご説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれから30万円を減額するものでございます。

事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回、歳入では、マツタケの歳入が入札により減額をしたところから7万5,000円を減額するとともに、後でご説明させていただきます事業費の精査によりまして、不用になった調整基金を戻し入れするものでございます。

めくっていただいて4ページでございますが、財産管理の中で直営林の境界明示の業務委託料30万円を減額するものでございます。これは平成17年度、妙楽寺前谷というところの山林の境界明示をいたしましたけれども、経費が安くついたということから30万円減額をするものでございます。

それから、大変失礼いたしましたけれども、ちょっと最初のところで説明を失念していたところがございますので、改めまして説明をさせていただきます。

一般会計でございますが、申しわけございませんが歳入の12、13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページの雑入が中段にございますが、その中の下から2段目、旧和知町歳計剰余金収入、減額の1億7,129万1,000円と高額になっております。当初予算では、この額を2億6,758万7,000円といたしておりましたけれども、その剰余金の中に財政調整基金の一時運用金が混入をしておりまして、その分を今回減額をさせていただくものでございます。したがって、旧和知町からの歳計収入繰入金は9,629万6,000円となります。

戻りまして14ページの最下段でございますけれども、財政調整基金繰入金でございますが、602万2,000円を今回繰り入れるということになっておりますが、この額については変わりはありませんでして、財政調整基金の現在の基金額、前日の横山勲議員さんの

質問の答弁にもありましたように、8億6,200万が基金の現在の額ということになります。

以上、追加もあわせて、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

22日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

午前10時32分 散会